

2023年7月21日

各 位

会 社 名 ミナトホールディングス株式会社
代 表 者 代表取締役会長兼グループCEO 若山 健彦
(コード：6862、東証スタンダード)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 C F O 三宅 哲史
(TEL 03-5733-1710)
<https://www.minato.co.jp/>

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概況

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 処分期日 | 2023年8月18日 |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 当社普通株式 163,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき554円 |
| (4) 処分総額 | 90,302,000円 |
| (5) 処分先及びその人数 並びに処分株式の数 | 当社及び当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む。） 21名 152,000株 当社の監査等委員である取締役（社外取締役を含む。） 2名 11,000株 |

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年6月25日開催の株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬支給制度（以下「本制度」といいます）導入の決議がなされました。

当社は、本制度に基づき、2022年6月24日の第66回定時株主総会において支給の範囲を見直し、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び監査役（社外監査役を含む。）を対象とする譲渡制限付株式報酬を決議いただきました（以下、「前回決議」といいます。）。当社は2023年6月23日の第67回

定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、譲渡制限付株式を付与する対象範囲及びその報酬の金額を見直し、前回決議に基づく報酬枠に代えて、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役を対象として譲渡制限付株式報酬を、年額120百万円以内（このうち、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は年額100百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）、監査等委員である取締役に対する報酬は年額20百万円以内）として支給することにつき、決議をいただいております。

本日、当社取締役会により、当社第 68 期事業年度に係る譲渡制限付株式報酬として、対象役員である当社及び当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む。）21名及び監査等委員である取締役（社外取締役を含む。）2名（以下、「割当対象者」といいます。）に対し、金銭報酬債権合計90,302,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式163,000株を割り当てることを決議いたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の職務内容等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

- ① 対象役員は、本割当契約による割当てを受けた日である2023年8月18日より2026年8月17日の3年間の期間（以下、「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」といいます。）。
- ② 対象役員が、譲渡制限期間が満了する前に当社または当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人のいずれかの地位をも退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得できる。
- ③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、対象役員が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員である取締役、監査役、執行役、執行役員及び使用人のいずれの地位にあったこと条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象役員が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記②に定める地位をいずれも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されて

いない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑤ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織改編に関して当社の株主総会を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2023年7月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である554円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上